

# 自然災害警防計画

警防規程 第 10 条第 1 項第 5 号

水害対策計画

令和 3 年 10 月

岳北消防本部

# 自然災害警防計画

## 警防規程第 10 条第 1 項第 5 号 水害対策計画

### (目的)

第 1 この計画は、岳北消防本部警防規程第 10 条第 1 項第 5 号の水害について必要な事項を定めるもので、大雨等により千曲川の水位が上昇し、千曲川及び樽川が氾濫又は氾濫するおそれがあり、消防庁舎及び業務の維持が困難となった状況下において、消防力を維持し円滑な業務継続を図ることを目的とする。

### (水位上昇に伴い進展する局面)

第 2 千曲川の水位上昇に伴い進展する局面のフェーズ区分は、次のとおり。

- (1) フェーズ 1…飯山市地域防災計画に基づく洪水に係る警戒本部が設置された場合
- (2) フェーズ 2…更なる水位の上昇が予想され、かつ、消防長がフェーズの引き上げを宣言した場合
- (3) フェーズ 3…飯山市地域防災計画に基づく洪水に係る避難指示が木島地区に発令された場合
- (4) フェーズ 4…河川の氾濫、堤防の決壊等により木島地区への浸水が確認された場合
- (5) フェーズ 5…水位の上昇により通信指令室機能に障害が生じるおそれがある場合

### (フェーズの進展に伴う体制)

第 3 フェーズの進展に伴う消防機能、消防力の体制を別紙に示す。

### (消防庁舎等の機能維持)

第 4 消防長は、フェーズ 2 へ移行した場合は、災害活動拠点となる消防庁舎等の機能及び消防力の維持を図るため、次に掲げる事項を行うよう在庁者に対し命ずるものとする。

- (1) 消防庁舎等の被害確認
- (2) 消防庁舎等の機能に必要なライフライン等の維持
- (3) 通信指令室機能に必要な 1 1 9 番回線、電話回線、無線設備、市村防災無線等の維持
- (4) 被害の大規模化及び長期化に備え、燃料、食料及び飲料水の確認
- (5) 消防、救急、救助等の資機材確認
- (6) 東日本電信電話株式会社 (NTT 東日本) 及び各携帯電話事業者に対し野沢分署への全 1 1 9 番回線の移行準備に関する連絡

### (出場拠点の解除)

第 5 消防長は、木島地区に発令された避難指示等が解除となった場合は、出場拠点の消防機能、消防力を岳北消防本部庁舎に戻すよう、本部及び各出場拠点責任者に命ずるものとする。

なお、庁舎への浸水が確認された場合は、建物、設備、機器等の点検を行い、業務の遂行が可能と判断したのちに命ずるものとする。

(その他)

第6 本計画に定めるもののほか必要な事項は、岳北消防本部水害対策マニュアルに定める。

附 則

本計画は、平成30年10月10日から施行する。

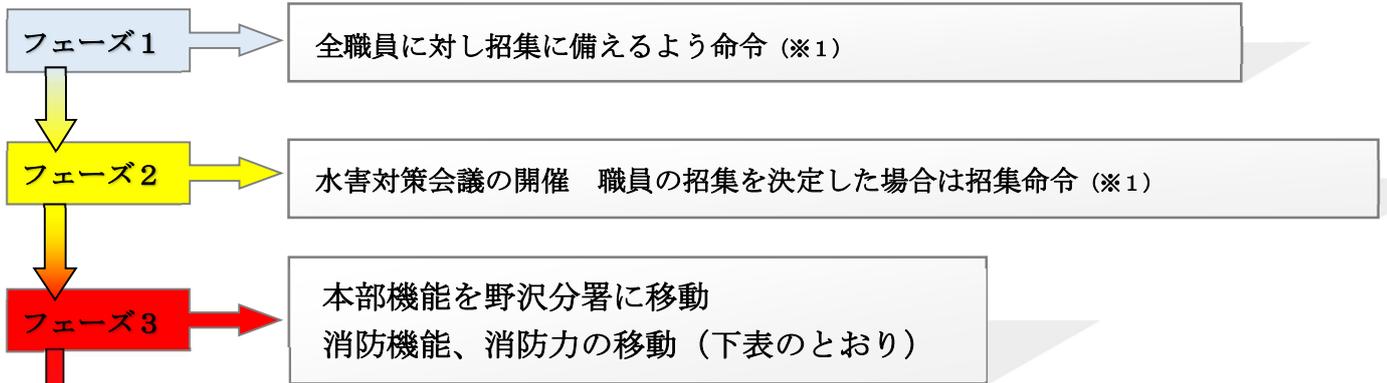
附 則（令和2年3月9日一部改正）

本計画は、令和2年3月9日から施行する。

附 則（令和3年10月12日一部改正）

本計画は、令和3年10月12日から施行する。

# フェーズの進展に伴う対応



機能	移動先	隊編成 (*2)	車両	無線	資機材
消防長	飯山市警戒本部 (又は災害対策本部)	消防長	連絡車	携帯無線	
本部	野沢分署	総務課長		野沢消防 900	
通信指令		消防課長 通信指令室長 通信指令室員		岳北消防	
飯山消防署 出場隊	長峰運動公園 (インフォメーションセンター)	消防次長 飯山消防署長 総務係長 警防係長 第1小隊 第2小隊	指令車 ポンプ1 ポンプ2 救助工作車 救急1 救急3 査察車 本部車 資機材搬送トラック	岳北消防 10	エアテント×1 ゴムボート 救急資器材
	ケヤキの森公園 (多目的屋内運動場)	副署長 庶務係長 予防係長 救急係長 第3小隊	化学車 救急2 資機材搬送車 軽トラック	携帯無線	エアテント×1 救助艇 予備救助器具 救急資器材

※1 水害対策マニュアル参照

※2 役職が兼務の場合は、本部の指示によるものとする。



**通信指令室機能を野沢分署へ移動**

- ・消防課長、通信指令室長及び通信指令室員は野沢分署へ移動
- ・NTT 東日本及び各携帯電話事業者による回線切替後、野沢分署 (85-4119 回線) で 119 番通報に対応
- ・無線電波状況に応じ、栄村野々海へ中継移動局 (通信員 2 名) を配置